

(対^{大臣}・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

鎌田 さゆり 議員(立憲)

1問 民事裁判情報の公共財としての価値が高まっていることや、データベースの運用にかかる費用等を考慮して、データベースの整備・運用を民間の指定法人に委ねるのではなく、国が直接行うことも考えられたのではないか、法務大臣に問う。

○ 本制度におけるデータベースの整備・運用を行うには、時宜^{じぎ}にかなったデジタル技術を用いるなどして適正かつ効率的な業務運営を図る必要があるところ、これまで民事裁判情報の提供に大きな役割を果たしてきた民間において、相応の知見が蓄積され、技術開発も進められていることから、このような民間の知見・技術を十分に活用することが必要かつ相当と考えられる。

○ これに対して、国が民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用を行うこととした場合、

- ・ 所要の体制を整備するための相当のコストを要する上、知見や技術も必要であり、また
- ・ 私人間の紛争の解決に係る民事裁判情報を行政



機関が網羅的に収集・管理すること等への懸念も招きかねない。

- これらに鑑み、本法律案においては、有識者検討会の報告書も踏まえて、基幹データベースの整備・運用を、国ではなく、法務大臣の監督する民間の団体に行わせることとしている。

(参考) デジタル社会の形成に当たり民間が主導的役割を担うものとされていること

デジタル社会形成基本法第9条においても、デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国等はその形成の阻害要因の解消その他の環境整備を中心に行うこととされている。

- デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）
（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第九条 デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスをいう。第二十

九条において同じ。)における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】